

富里市公式ホームページ有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富里市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告について、富里市有料広告の取扱いに関する要綱（平成18年告示第141号。以下「要綱」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置及び募集枠)

第2条 広告の掲載位置はトップページ及びその他市が指定した位置とし、募集枠は16枠以内とする。

(広告の規格)

第3条 広告の種類は、バナー広告（ホームページに掲載する画像のうち、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。）とし、規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦50ピクセル
- (2) 横150ピクセル
- (3) 画像形式 GIF形式（アニメーションは不可）
- (4) データ量 5キロバイト以内

(掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、毎年4月から翌年3月までの間で、1か月を単位とし、連続する掲載期間は12か月以内とする。

(掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告を掲載しようとする月の前月の10日（以下「申込締切日」という。）までに、富里市有料広告掲載申込書（別記様式）に、必要書類を添えて申し込むこととする。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠について1か月10,000円とする。

(広告掲載の取消し)

第7条 市長は、広告のリンク先ページの内容等が、各種法令に違反し、又はそのおそれがあり、若しくはこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主への催告等の手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(掲載料の返還)

第8条 広告の掲載料については、原則として返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載を取り消したときは、掲載を取消した月以降の納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

(免責事項)

第9条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するとともに、当該停止に係る掲載料金の返還、損害の補償その他費用の請求を市に対して行わないものとする。

- (1) 市のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- (2) 火災、地震、水害、落雷その他の災害、通信回線の事故、市のサーバその他機器の障害による停止

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、ホームページの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年2月14日から施行し、「富里市ホームページ有料広告掲載要領」は平成26年2月13日をもって廃止とする。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。